

石綿(アスベスト)健康被害者及びご遺族への大切なお知らせです。

平成18年3月27日から「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行されます。

労災保険法等で補償されない石綿(アスベスト)による中皮腫や肺がんを発症している方及びこの法律の施行前にこれらの疾病を発症し死亡した方のご遺族に対して、

医療費等の救済給付 が支給されます。

一部の保健所等でも申請受付ができるよう準備を急いでおりますが、当面は、独立行政法人環境再生保全機構又は環境省地方環境事務所にご相談のうえ、申請等の手続きを行ってください。

環境省、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所
環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/>
環境再生保全機構 ホームページ <http://www.erca.go.jp/>
フリーダイヤル ☎0120-389-931
環境省地方環境事務所所在地 <http://www.env.go.jp/region/>



上村 香子

申請書や請求書の受付は平成18年3月20日から始まります。

まずは、早めにご相談を

石綿(アスベスト)を取り扱う作業に従事したことにより中皮腫や肺がん等を発症し、平成13年3月26日以前に死亡した労働者等の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付を受けられる権利が消滅した方に対して、

特別遺族給付金 が支給されます。

給付金の支給を希望する遺族の方は、最寄りの労働基準監督署にご相談のうえ、請求手続きを行ってください。

厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署
厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>
都道府県労働局所在地 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/pref.html>
全国労働基準監督署所在地 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>



浜畑 賢吉